

デジタル庁
令第十六号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十一月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 鈴木 淳司

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省

令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 雇用保険法施行規則第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第一百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務</p>	<p>第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 雇用保険法施行規則第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金、同令第一百十八条の二第十項の障害者正社員化コース助成金、同令第一百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>【一〇三 略】</p>	<p>第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。</p> <p>【一〇三 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令の一部改正)

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(令和五年デジタル庁・総務省令第十号)の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第四十五条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 雇用保険法施行規則第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百十条の第三項の障害者トリアールコース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の成長分野等人材確保・育成コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十八号の障害者雇用安定助成金の支給に関する事務</p>	<p>第四十五条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 雇用保険法施行規則第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百十条の第三項の障害者トリアールコース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和五年デジタル庁・総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第四十二条の改正規定を次のように改める。

改正後

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ハ 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報
 - ニ 雇用保険法施行規則第一百十条第十項の発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条第十八号の障害者雇用安定助成金の支給に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ロ 当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ハ 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
 - ニ 当該支給に係る労働者に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者に対する証明に関する情報

改正前

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百八条の第二十一項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百五十五条の第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- ニ 当該支給に係る労働者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
- 三 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

報

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。